

第2回 奈良県公契約審議会 議事録

1 開催日時

平成30年2月22日（木）午前10時00分～11時10分

2 開催場所

奈良県庁1階 会計局長室
奈良市登大路町30番地

3 出席者

委員：山崎会長、狭間委員、青木委員、粕井委員、森本委員
（5名全員出席）

事務局：中澤会計局長、阪本総務課長、小林課長補佐、総務課職員2名

4 議題

- 1 会長の選出について
- 2 公契約条例の実施状況について
- 3 公契約条例における社会的価値の勘案基準の変更について
配付資料 別添のとおり

5 公開・非公開の別

公開（傍聴者 0人）

6 議事内容

議題1 会長の選出、会長代理指名及び議事録署名委員の選出について

- ①委員の互選によって、山崎委員を会長に選出した。
- ②山崎会長が狭間委員を会長代理に指名した。
- ③山崎会長が議事録署名委員として狭間委員、森本委員を指名した。

議題2 公契約条例の実施状況について

議題3 公契約条例における社会的価値の勘案基準の変更について

- ①事務局から資料3、資料4及び資料5に基づき説明を行った。
- ②質疑及び意見交換

[質疑及び意見交換概要]

青木委員：これまでに条例の違反措置対象となったものはあるのか。

事務局：これまでに報告のあった賃金支払状況等報告書のなかには疑義のあるものもあったが、個々に確認を行い、事業者に対して是正できるものについては是正をしていただき、現在までのところ、全て遵守されていることを確認している。

狭間委員：障害者雇用の効果測定について、業務委託等に関するデータが揃わないため数値が出せないということだったが、これまでに特定公契約の対象として入札を行った業務委託・指定管理において、障害のある方がどの程度いるか把握することは難しいのか。

事務局：特定公契約に該当する業務委託・指定管理については、業者選定時の評価基準の一つとしているため、入札に参加された事業者や落札された事業者の障害者雇用の取組状況は承知している。しかし条例で対象としている業種全体の障害者雇用状況となると、条例によって引き上がったかどうかまで把握することは難しい。

森本委員：効果測定の社員・シャイン職場づくり推進企業の登録社数について、平成28年度において141社が登録されているとあるが、県内全企業に占める割合としては何%程度なのか。

事務局：県内全企業に占める社員・シャイン職場づくり推進企業に登録されている事業者の割合に関するデータを持っていない。後日確認して回答する。

森本委員：わかり次第、教えてほしい。また障害者法定雇用率の引き上げに伴う社会的価値の勘案基準の改正については、障害者雇用率も全国1位となっており、さらなる障害者雇用の促進のためにも勘案基準を引き上げることは良いと思う。さらに保護観察者等の雇用についても難しいところもあるが、国も進めており労働者からしても良い取組だと思う。

細井委員：資料4のP5の賃金状況報告のグラフについて、最低賃金額の棒グラフが700円未満のところにあるが、どういうことなのか。

事務局：最低賃金額はグラフ右側にあるように、724円から786円となっており、グラフの記述が不明瞭であるが、報告のあったものは全て最低賃金額を上回っている。

青木委員：障害者法定雇用率雇用は段階的に引き上げられることになっているが、公契約条例における勘案基準もそれに伴って改正するのか。

事務局：そのとおり。障害者法定雇用率の引き上げ水準と次回改正時における県内の障害者雇用状況を総合的に勘案したうえで検討を進めていく。

森本委員：県の公契約条例が施行されて3年になるが、県内市町村にも条例制定の取組を広げていくべきとを感じるがどう思うか。

事務局：県内市町村では大和郡山市が制定しているが、それ以外の市町村では、まだ制定されていない。公契約条例を普及していくためにも、機会を捉えて市町村向けの会議等を利用して啓発していきたい。

狭間委員：資料5のP9にある評価基準に記載されている配点は、1,000点満点とした場合とあるが、全体ではどのような配点になっているのか。

事務局：社会的価値に関する3項目の評価に加えて、価格面での価格評価点等も加味したうえで全体が1,000点となるように配点している。

森本委員：都道府県レベルでの条例制定状況はどのようになっているのか。

事務局：公契約条例を制定している都道府県は理念型の条例も含めて6県が制定している。また都道府県レベルの条例では、本県のように過料に関する規定を設けている自治体はまだない。

山崎委員：県内市町村で条例制定が進まない理由はあるのか。

事務局：県内市町村からも公契約条例の内容や仕組み等に関する照会は来ているが、具体的に何が妨げとなっているかまではわからない。

紘井委員：社会的価値の効果測定の数値について、社員・シャイン職場づくり推進企業に登録された企業における障害者雇用や保護観察者等の雇用の数値なのか。

事務局：障害者雇用や保護観察者等の雇用の数値は、社員・シャイン職場づくり推進企業に登録された企業に限らず、各企業におけるそれぞれの項目への取組状況を示している。

紘井委員：障害者雇用や保護観察者等の雇用は国の政策であることから、県の公契約の範囲内に絞って取り組みを推進するのではなく、より大きな枠組みの中で取り組むべきとを感じる。もっと社会的価値の勘案基準に県独自の項目を設けるべきではないか。

事務局：現行の評価項目以外に県独自の項目を設けるべきかについては課題の一つと考えている。ただ県全体としては障害者雇用を促進するための施策は他にもあるが、契約の分野からも貢献していくために、公契約の中で評価項目に取り入れて、障害者雇用の促進に取り組んでいる。

紘井委員：障害者雇用の効果測定について、建設業においてはあまり広がりを見せていないが、全体としては着実に広がっており、建設業以外にも公契約の対象先となっている業種の分析を進めることができれば、より効果が見えてくるのではないか。

また保護観察者等の雇用についても、建設業以外の業種で積極的に取り組んでおられる企業もあり、具体的にどの業種で保護観察者等の雇用

が広がっているのか把握することができれば効果も見えてくるように思う。

事務局：障害者雇用については、建設業以外で条例の対象となっている業種別の統計データが存在せず、分析できていないのが現状であり、課題の一つと考えている。

山崎委員：労働局では社会的価値に関する制度を設けているのか。

青木委員：労働局だけではないが、公共調達においてくるみん認定やえるぼし認定を受けている企業に加点評価を行うなどの制度を設けている。

紘井委員：資料3のP2に記載のある公契約条例における違反措置等について、過料や入札参加停止措置を設けているが、軽すぎないか。

事務局：公契約条例におけるペナルティについては、条例上の罰則であり、本来、法令上の罰則ではないということもあって、このような水準でのペナルティとなった。また過料に関しては地方自治法の規定で最大5万円までとなっている。

山崎委員：当審議会に対する諮問については、適切である旨の答申でよろしいか。

全 員：異議なし。

事務局：公契約条例が施行されて約3年が経過し、条例の安定した運用とその定着を図ってきたなかで、一定の効果も見られる一方、課題も見えてきているところ。そうした課題については、データ収集を行いながら、引き続き、条例の適正かつ円滑な運用に努めて参りたい。

社会的価値の勘案基準の改正については、本日の答申を踏まえ、お示ししたスケジュールに沿って進めて参りたい。

上記のとおり審議結果を確認する。

平成30年3月22日

奈良県公契約審議会 会長

山崎靖子



奈良県公契約審議会 委員

榎岡香代子



奈良県公契約審議会 委員

森本哲次

